

○盛岡・紫波地区環境施設組合文書取扱規程

昭和58年3月31日訓令第4号

改正 平成4年4月1日告示第3号（題名改称）

（趣旨）

第1条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合における文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（文書の取扱い）

第2条 盛岡・紫波地区環境施設組合の文書の取扱いに関しては、矢巾町における文書の取扱いの例による。

附 則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。